

消費増税に対応するための IP アドレス等料金改定の件

■概要

2019年10月からの消費税増税への対応として、IPアドレス事業の各料金に対して消費税率10%を適用した金額表記に変更するため、規則及び規約を改定することをご承認願います。

■消費税増税への対応について

- ・消費税は、2019年10月に10%へ引き上げることが予定されており、それに伴いIPアドレス等の料金にかかる消費税についても2019年10月より税率を8%から10%とする。
- ・併せて規則、規約を改定し、金額表記の変更を行う。
- ・ただし、情勢変化により2019年10月の消費税増税実施が見送られた場合は、本件対応も中止とする。
- ・第64回総会(2019年3月)及び第66回総会(2020年3月(2020年度維持料請求直前))の収支予算案説明の際に、本件対応に関する説明を含める。

■改定内容

資料5-2 を参照

<参考>増税対応する料金と金額表示形式

	本体価格	現行表示 (消費税 8%)	改定後表示 (消費税 10%)
契約料	250,000 円	270,000 円 (うち消費税 20,000 円)	275,000 円 (うち消費税 25,000 円)
IP アドレス維持料	アドレス数に基づく算出式で計算した金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ IPv4 アドレスに基づく算出 ($65,000 \times 1.3^{\lfloor \log_2[\text{IPv4 アドレスの総数}] - 9 \rfloor}$) +消費税および地方消費税相当額 (単位:円) ・ IPv6 アドレスに基づく算出 ($65,000 \times 1.3^{\lfloor \log_2[\text{IPv6 アドレスの}/56 \text{ の個数}] - 23 \rfloor}$) +消費税および地方消費税相当額 (単位:円) 	表示変更なし
AS 番号維持料	50,000 円	54,000 円 (うち消費税 4,000 円)	55,000 円 (うち消費税 5,000 円)
IPv4 アドレス移転手数料	80,000 円	86,400 円 (うち消費税 6,400 円)	88,000 円 (うち消費税 8,000 円)
AS 番号移転手数料	80,000 円	86,400 円 (うち消費税 6,400 円)	88,000 円 (うち消費税 8,000 円)
追加発行手数料			
・ カードリーダー	4,762 円	5,143 円 (うち消費税 381 円)	5,238 円 (うち消費税 476 円)
・ 資源管理カード	9,524 円	10,286 円 (うち消費税 762 円)	10,476 円 (うち消費税 952 円)

■改定する規則、規約、技術文書

- ① IP アドレス割り当て等に関する規則
- ② プロバイダ非依存アドレス割り当て規則
- ③ 歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス割り当て規約
- ④ AS 番号割り当て規約

<参考>

上記規則、規約の改定と合わせて、料金に関する記載のある下記技術文書の改定も実施する。

(執行理事会にて了承)

- ・ IPv4 アドレス移転申請手続き(JPNIC 契約組織間の移転用)
- ・ IPv4 アドレス移転申請手続き
(移転対象レジストリ契約組織から JPNIC 契約組織への移転用)
- ・ 電子証明書を用いた申請者認証について(IP アドレス管理指定事業者用)

■スケジュール

2019年2月13日	理事会(規則、規約改定審議)
2019年3月18日	総会(収支予算案の説明)
2019年4月初旬	2019年度維持料請求(消費税率8%)
2019年8月1日	改定した規則、規約、技術文書の公示
2019年10月1日	改定した規則、規約、技術文書の施行 消費税率10%対応した契約料及び手数料の適用開始
2020年1月下旬	2020年度請求予定維持料金額の通知
2020年3月	総会(収支予算案の説明)
2020年4月初旬	2020年度維持料請求(消費税率10%)

以上